

S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス ・ ファンド
(愛称：S B I ・ V ・ S & P 500)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2023 年 6 月 15 日

S B I アセットマネジメント株式会社

S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス ・ ファンド
(愛称 : S B I ・ V ・ S & P 500)

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2023 年 6 月 14 日に関東財務局長に提出しており、2023 年 6 月 15 日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前 9 時～午後 5 時）
ホームページアドレス <http://www.sbiam.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

< 目次 >

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第 1 ファンドの状況	4
第 2 管理及び運営	28
第 3 ファンドの経理状況	35
第 4 内国投資信託受益証券事務の概要	59
第三部 委託会社等の情報	60
第 1 委託会社等の概況	60

信託約款

発行者名	S B I アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

SBI・V・S&P500インデックス・ファンド

(以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。)

愛称として「SBI・V・S&P500」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。）（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(i) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

- ・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

2023年6月15日（木曜日）より2023年12月14日（木曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。

(ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

(iii) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

(iv) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約また

は規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託（以下「本ファンド」という場合があります。）は、米国の代表的な株価指数であるS & P 500指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

* S & P 500®とは、S & P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している、米国の代表的な株価指数の1つです。ニューヨーク証券取引所、NASDAQ等に上場している銘柄から代表的な500銘柄を時価総額で加重平均し指数化しています。なお、S & P 500指数（円換算ベース）は、S & P 500®をもとに、委託会社が円換算したものです。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／海外／株式／インデックス型」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／海外／株式／インデックス型」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足区分
単位型投信 追加型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))
決算頻度	年1回
投資対象地域	北米
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし
その他の指数	S & P 500指数 (円換算ベース)

属性区分表 (ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル (日本を含む)			日経225
債券 一般 公債 社債	(隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	ファミリー ファンド ファンド・	あり ()	TOPIX
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし	その他 (S & P 500 指数 (円換 算ベース))
クレジット 属性 ()	()	中近東 (中東) エマージング	ファンズ		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株 式 一般))					
資産複合					

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券 (株式 一般) です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式 一般））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。（株式 一般）とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年 1 回	目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他の指数	日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

③信託金の限度額

3兆円を上限とします。

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1 米国株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

- SBI・V・S&P500インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、S&P500指数(円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。

2 S&P500指数に連動するETF(上場投資信託証券)に投資します。

- バンガードが運用を行う「バンガード・S&P500 ETF」を実質的な主要投資対象とします。

3 組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

バンガード社の概要

● 本社所在地

米国ペンシルベニア州|バレーフォージ

● 世界最大級の運用会社

バンガードの運用資産残高は約7.2兆米ドル
(2022年12月末現在)

● ローコストリーダー

米国におけるバンガードの全ファンドの加重平均経費率(純資産に対する運用その他経費)は、2022年12月末時点で0.08%となっています。

※出所：バンガード社のホームページ

- S&P500®は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスがSBIアセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®, S&P 500®, US 500, The 500, iBoxx®, iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、SBIアセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。本ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年9月26日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

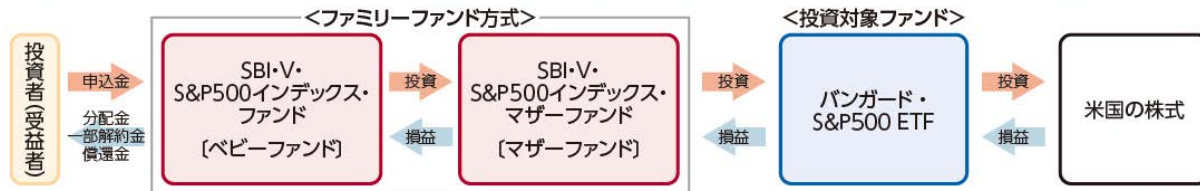
2021年6月15日 ファンドの名称変更(「SBI・バンガード・S&P500インデックス・ファンド」から「SBI・V・S&P500インデックス・ファンド」に変更)
信託金の限度額の変更(5,000億円から1兆円へ変更)

2022年6月15日 信託金の限度額の変更(1兆円から3兆円へ変更)

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

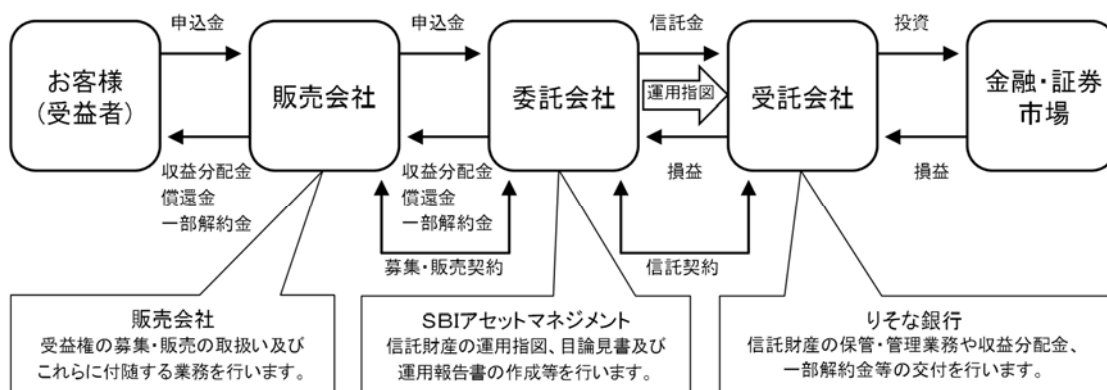
本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※投資対象ファンドについては、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

※効率的な運用を行うため、信託財産で保有する有価証券の貸付取引を行う場合があります。当該貸付取引を行った場合には、その品貸料の一部は信託財産の収益となります。

② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

③ 委託会社の概況 (2023年4月1日現在)

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社(SBIAMG)が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI債券・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしまし

た。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がＳＢＩＡＭＧを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はＳＢＩアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986 年 8 月 29 日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987 年 2 月 20 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987 年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000 年 11 月 28 日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001 年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002 年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005 年 7 月 1 日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007 年 9 月 30 日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）
2022 年 8 月 1 日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023 年 4 月 1 日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,335,066株	94.8%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29,507株	2.1%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

本ファンドは、米国の代表的な株価指数であるS & P 500指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

* S & P 500[®]とは、S & P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している、米国の代表的な株価指数の1つです。ニューヨーク証券取引所、NASDAQ等に上場している銘柄から代表的な500銘柄を時価総額で加重平均し指数化しています。なお、S & P 500指数（円換算ベース）は、S & P 500[®]をもとに、委託会社が円換算したものです。

2. 運用方法

(i) 投資対象

SBI・V・S & P 500インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(ii) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF（上場投資信託証券）に投資し、米国の代表的な株価指数であるS & P 500指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。
- ② マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

本ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として、SBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
6. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
7. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条

第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、6.の証券ならびに7.の証券（新投資口予約権証券および投資法人証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

④ 前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ マザーファンドの概要

下記概要は、有価証券届出書提出日現在のものであり今後、変更になる場合があります。

ファンド名	S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス ・ マザーファンド
基本方針	この投資信託は、米国の代表的な株価指数である、S & P 500 指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定める E T F （上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定める E T F （上場投資信託証券）への投資を通じて、米国の代表的な株価指数である、S & P 500 指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。 ② E T F （上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
ベンチマーク	S & P 500 指数（円換算ベース）
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの直接利用は行いません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限（設定日：2019年9月26日）
決算日	毎年9月14日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	3兆円
受託銀行	株式会社りそな銀行
委託会社	S B I アセットマネジメント株式会社

(参考情報) 投資対象ファンドの概要

マザーファンド受益証券を通じて、実質的に投資する投資対象ファンドの概要です（2023年3月末現在）。

名 称	バンガード・S & P 500 E T F
種 別	E T F（上場投資信託証券）
運 用 方 針	米国の主要業種を代表する大企業500銘柄で構成される、S & P 500指数に連動したパフォーマンスをめざします。
委 託 会 社	ザ・バンガード・グループ・インク
管 理 報 酬 等	年0.03%

※上記内容は、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（５～７名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役（１～３名）、最高運用責任者、運用部長（１名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

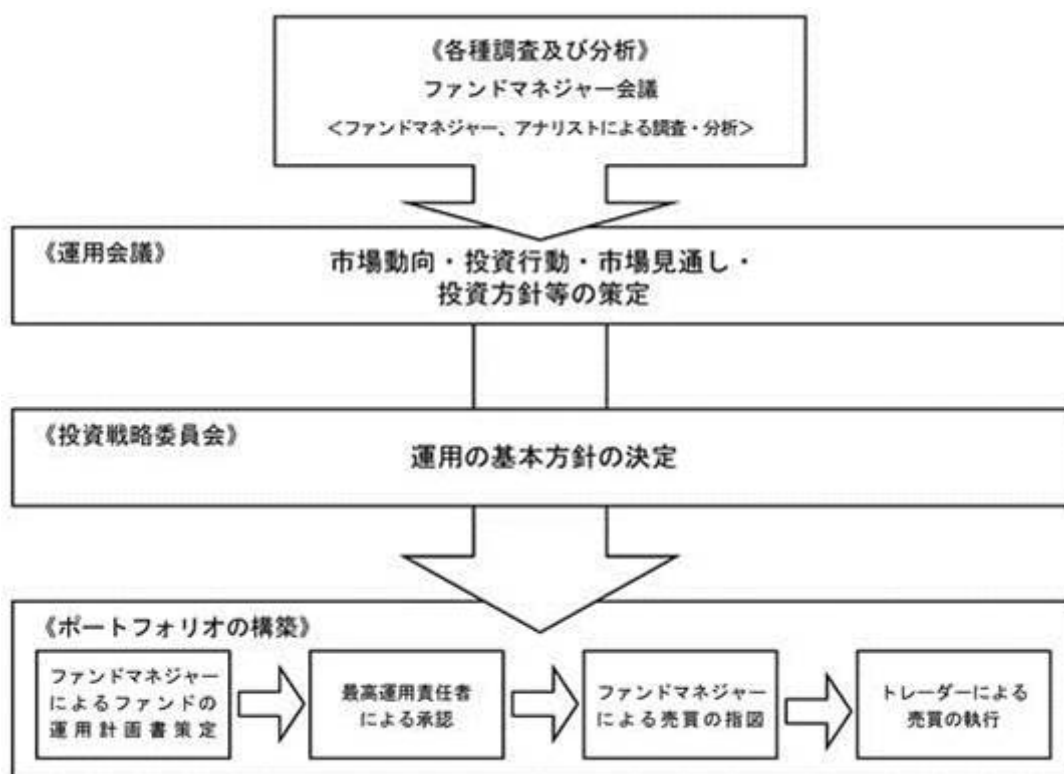
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（６名程度）、「組合投資委員会」（６名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回（毎年9月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (i) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (ii) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (iii) 前記(i)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (iv) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - (i) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
 - (ii) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (iii) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - (iv) 株式への直接投資は行いません。
 - (v) デリバティブの直接利用は行いません。
 - (vi) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
 - (vii) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
 - (i) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第19条の2)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号

の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(ii) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(iii) 外国為替予約取引の指図(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

④ その他

(i) 資金の借入れ(信託約款第28条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 株価変動リスク
一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 為替変動リスク
為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 信用リスク
組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク
組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付取引を行う場合は、取引先リスク（取引の相手方（レンディング・エージェントを含みます。）の倒産等により契約が不履行になること）が生じる可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れETF（上場投資信託証券）に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

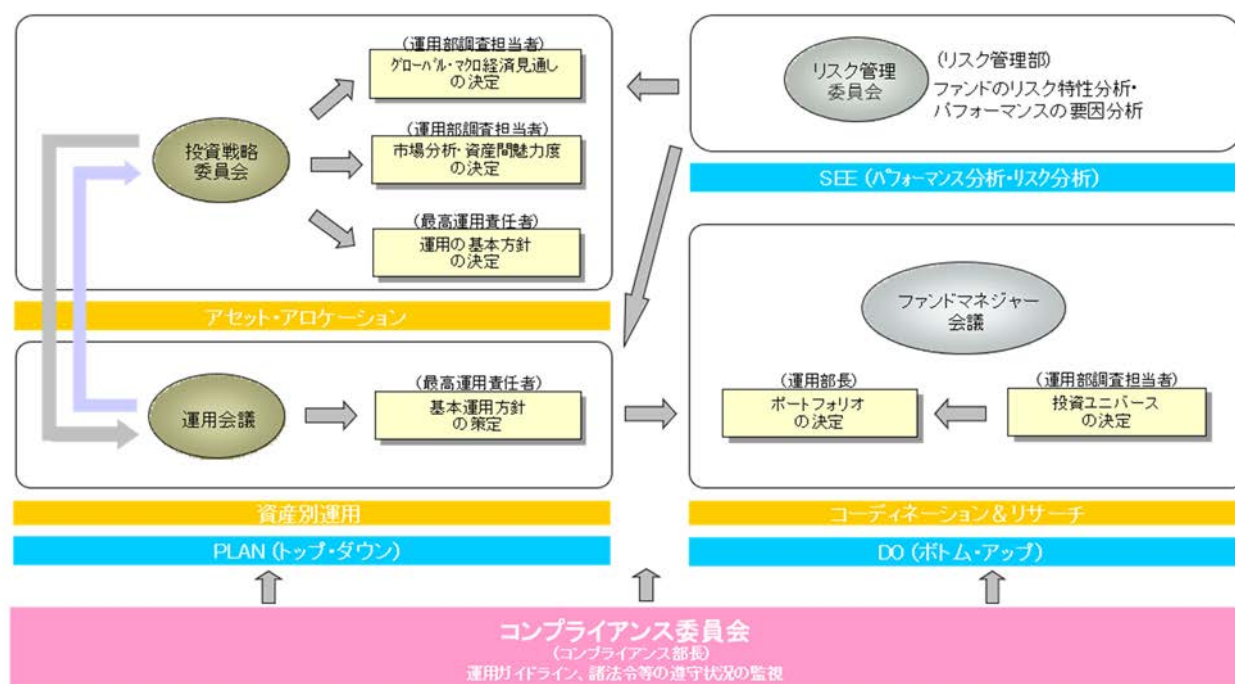
《リスク管理体制》

① 運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月 1 回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の可否、特に本ファンドに投資することの可否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.0638%（税抜：年0.058%）の率を乗じて得た金額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ＜信託報酬の配分（税抜）＞		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.022%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.022%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.014%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする投資信託証券*	年0.03%程度 *マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。		
実質的な負担*	年0.0938%（税込）程度 *ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。		

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

- ① 有価証券売買時にかかる売買委託手数料
- ② 信託事務の処理に要する諸費用（⑥に規定する諸費用を除きます。）
- ③ 借入金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑥ その他諸費用
 - (i) 受益権の管理事務に関連する費用
 - (ii) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用
 - (iii) 目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (iv) 信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
 - (v) 運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (vi) ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (vii) 信託財産にかかる監査報酬

上記①～⑤の費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）については、ファンドからそ

の都度支払われます。また、上記⑥その他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

なお、上記①～⑥の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

⑦ 委託会社は、上記⑥その他諸費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑧ 上記⑦その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑨ 上記⑦その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等（それに付随する消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

⑩ その他の報酬

有価証券の貸付を行った場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限ります。）における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行っている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の投資の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）の55%（税抜50%）以内の額とします。かかる費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との配分は別に定めます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2023年3月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」及び非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてNISA（つみたてニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。また、非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度は、一定の基準を満たした公募株式投資

信託に係る非課税制度で、当ファンドはその適用対象です。なお、NISAまたはつみたてNISA（いずれかを選択）、及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

③ 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2023年3月31日現在)

資産の種類	国名／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	823,452,061,062	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△343,852,426	△0.04
合計(純資産総額)		823,108,208,636	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2023年3月31日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	SBI・V・S&P500インデックス・マザーファンド	467,047,848,144	1.8158	848,081,481,131	1.7631	823,452,061,062	100.04

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2023年3月31日現在)

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合 計	100.04

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2023 年 3 月 31 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1 口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 計算期間末（2020 年 9 月 14 日）	68,992,953,022	68,992,953,022	1.1183	1.1183
第 2 計算期間末（2021 年 9 月 14 日）	312,260,391,408	312,260,391,408	1.5671	1.5671
第 3 計算期間末（2022 年 9 月 14 日）	681,196,328,176	681,196,328,176	1.8307	1.8307
2022 年 3 月末日	549,659,868,046	—	1.8036	—
4 月末日	544,002,438,119	—	1.7277	—
5 月末日	570,190,883,161	—	1.7112	—
6 月末日	581,641,729,866	—	1.6767	—
7 月末日	628,376,348,615	—	1.7624	—
8 月末日	650,423,218,647	—	1.7794	—
9 月末日	642,297,364,325	—	1.6999	—
10 月末日	736,657,565,370	—	1.8644	—
11 月末日	726,321,527,516	—	1.7757	—
12 月末日	710,199,020,454	—	1.6530	—
2023 年 1 月末日	756,180,537,070	—	1.6983	—
2 月末日	799,948,811,772	—	1.7610	—
3 月末日	823,108,208,636	—	1.7566	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	計算期間	1 口当たりの分配金（円）
第 1 計算期間末	2019 年 9 月 26 日～2020 年 9 月 14 日	0.0000
第 2 計算期間末	2020 年 9 月 15 日～2021 年 9 月 14 日	0.0000
第 3 計算期間末	2021 年 9 月 15 日～2022 年 9 月 14 日	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第 1 計算期間	2019 年 9 月 26 日～2020 年 9 月 14 日	11.83
第 2 計算期間	2020 年 9 月 15 日～2021 年 9 月 14 日	40.13
第 3 計算期間	2021 年 9 月 15 日～2022 年 9 月 14 日	16.82
第 4 計算期(中間期)	2022 年 9 月 15 日～2023 年 3 月 14 日	△8.93

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数を記載しております。

なお、第 1 計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を 10,000 円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間末	2019年9月26日～2020年9月14日	79,673,291,492	17,976,327,385	61,696,964,107
第2計算期間末	2020年9月15日～2021年9月14日	177,805,620,178	40,245,951,388	199,256,632,897
第3計算期間末	2021年9月15日～2022年9月14日	253,909,196,106	81,073,834,928	372,091,994,075
第4中間計算期間末	2022年9月15日～2023年3月14日	116,883,489,807	27,694,123,353	461,281,360,529

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

SBI・V・S&P500インデックス・マザーファンド

投資状況

(2023年3月31日現在)

資産の種類	国名／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	819,198,300,802	99.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	6,672,352,402	0.81
合計(純資産総額)		825,870,653,204	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	1,845,038,227	0.22

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2023年3月31日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益 証券	VANGUARD S&P 500 ETF	16,541,126	48,116.20	795,896,207,962	49,524.94	819,198,300,802	99.19

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2023年3月31日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.19
合 計	99.19

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	13,823,400.00	1,845,139,137	1,845,038,227	0.22

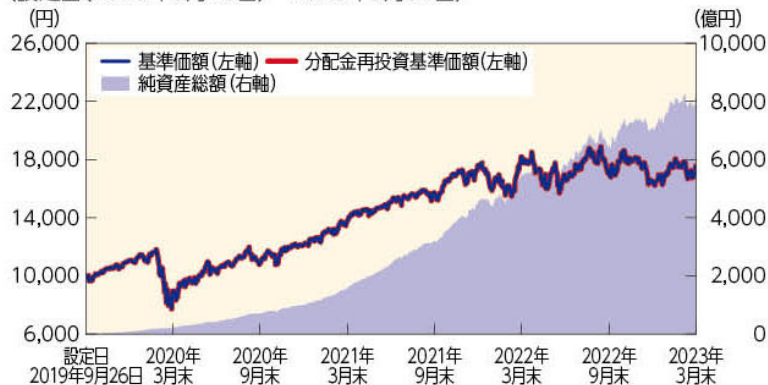
(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2023年3月31日)

(設定日(2019年9月26日)~2023年3月31日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	17,566円
純資産総額	8,231.08億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2020年9月14日)	0円
第2期(2021年9月14日)	0円
第3期(2022年9月14日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

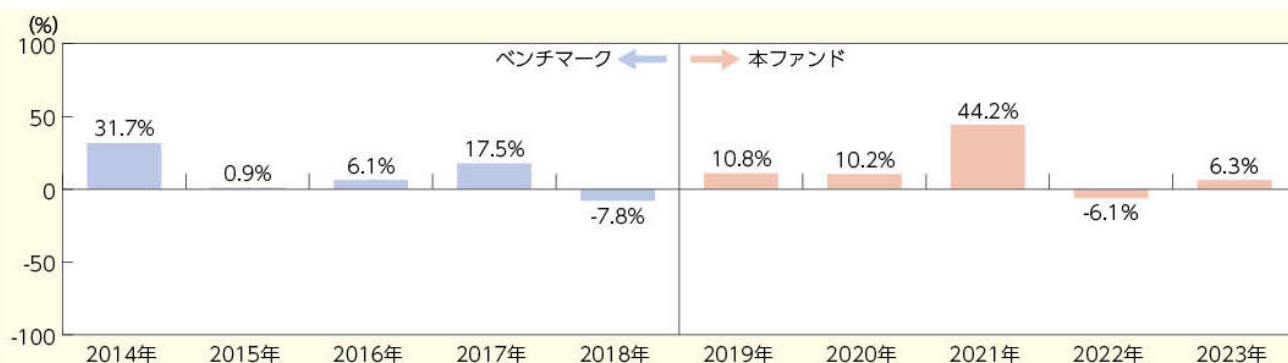
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

<組入銘柄>

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
バンガード・S&P500 ETF	投資信託証券	米国	米ドル	99.2%
現金等				0.8%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年まではベンチマーク(S&P500指数(円換算ベース))の騰落率です。

※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。

※2019年は設定日2019年9月26日(10,000円)から年末まで、2023年は年初から3月末までの騰落率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(i) お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、取得申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(ii) お申込単位

- ・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

①分配金受取コース

②分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記(i)に記載の照会先においてもご確認ください。

(iii) お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

(iv) お申込手数料

ありません。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2 【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、換金申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認ください。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認ください。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目からお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（信託約款第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2019年9月26日から開始し、原則として無期限です。
ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年9月15日から翌年9月14日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、S&P500指数が改廃されたとき、または、本ファンドの実質的な投資対象であるETF（上場投資信託証券）が上場廃止となるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの

事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款変更の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に

あっても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款第39条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または第45条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末（毎年9月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(vii) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間（2021 年 9 月 15 日から 2022 年 9 月 14 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022 年 11 月 30 日

SBI アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島 紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている SBI・V・S & P500 インデックス・ファンドの 2021 年 9 月 15 日から 2022 年 9 月 14 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI・V・S & P500 インデックス・ファンドの 2022 年 9 月 14 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【SBI・V・S&P500インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2021年9月14日現在	第3期 2022年9月14日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	3,341
コール・ローン	90,689,116	-
親投資信託受益証券	312,728,588,124	683,202,156,086
流動資産合計	312,819,277,240	683,202,159,427
資産合計	312,819,277,240	683,202,159,427
負債の部		
流動負債		
未払解約金	484,808,890	1,816,720,422
未払受託者報酬	17,690,235	45,440,386
未払委託者報酬	55,597,814	142,812,553
未払利息	248	-
その他未払費用	788,645	857,890
流動負債合計	558,885,832	2,005,831,251
負債合計	558,885,832	2,005,831,251
純資産の部		
元本等		
元本	199,256,632,897	372,091,994,075
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	113,003,758,511	309,104,334,101
元本等合計	312,260,391,408	681,196,328,176
純資産合計	312,260,391,408	681,196,328,176
負債純資産合計	312,819,277,240	683,202,159,427

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2020年9月15日 至 2021年9月14日	第3期 自 2021年9月15日 至 2022年9月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	51,394,275,387	78,170,997,962
営業収益合計	51,394,275,387	78,170,997,962
営業費用		
支払利息	39,761	34,069
受託者報酬	25,346,007	76,724,772
委託者報酬	79,658,753	241,134,858
その他費用	1,968,923	2,621,124
営業費用合計	107,013,444	320,514,823
営業利益又は営業損失(△)	51,287,261,943	77,850,483,139
経常利益又は経常損失(△)	51,287,261,943	77,850,483,139
当期純利益又は当期純損失(△)	51,287,261,943	77,850,483,139
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	6,290,962,991	7,254,449,938
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7,295,988,915	113,003,758,511
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,052,005,075	174,630,809,455
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,052,005,075	174,630,809,455
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,340,534,431	49,126,267,066
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,340,534,431	49,126,267,066
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	113,003,758,511	309,104,334,101

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2021年9月14日現在	第3期 2022年9月14日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	199,256,632,897 口	372,091,994,075 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5671 円 (15,671 円)	1.8307 円 (18,307 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2020年9月15日 至 2021年9月14日	第3期 自 2021年9月15日 至 2022年9月14日
1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 1,864,963,645 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B 43,131,335,307 円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 65,141,153,347 円 分配準備積立金額 D 2,866,306,212 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 113,003,758,511 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 199,256,632,897 口 存口数 10,000口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$ 5,671.24 円 分配対象額 10,000口当たり分配 H ー円 金額 収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$ ー円 2. 追加情報 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 6,028,981,621 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B 64,567,051,580 円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 202,488,282,093 円 分配準備積立金額 D 36,020,018,807 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 309,104,334,101 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 372,091,994,075 口 存口数 10,000口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$ 8,307.17 円 分配対象額 10,000口当たり分配 H ー円 金額 収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$ ー円 2. 追加情報 同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2020年9月15日 至 2021年9月14日	第3期 自 2021年9月15日 至 2022年9月14日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	常勤役員、リスク管理部長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 同左 同左 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 2 期 2021 年 9 月 14 日現在	第 3 期 2022 年 9 月 14 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券(売買目的有価証券除く。)のうち満期のあるもの。 該当事項はありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 2 期 自 2020 年 9 月 15 日 至 2021 年 9 月 14 日	第 3 期 自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 9 月 14 日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	51,209,497,065	78,144,475,739
合計	51,209,497,065	78,144,475,739

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 2 期 自 2020 年 9 月 15 日 至 2021 年 9 月 14 日	第 3 期 自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 9 月 14 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

本ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2020 年 9 月 15 日 至 2021 年 9 月 14 日	第3期 自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 9 月 14 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	61,696,964,107 円	199,256,632,897 円
期中追加設定元本額	177,805,620,178 円	253,909,196,106 円
期中一部解約元本額	40,245,951,388 円	81,073,834,928 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	S B I ・ V ・ S & P 5 0 0 インデックス・マザー ファンド	371,992,897,793	683,202,156,086	
合計		371,992,897,793	683,202,156,086	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

〈参考情報〉

本報告書の開示対象であるファンド（SBI・V・S&P500インデックス・ファンド）は「SBI・V・S&P500インデックス・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2022年9月14日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI・V・S&P500インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年9月14日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	1,476,517,141
金銭信託	5,518,013,661
投資信託受益証券	679,993,103,316
流動資産合計	686,987,634,118
資産合計	686,987,634,118
負債の部	
流動負債	
未払金	1,476,360,360
流動負債合計	1,476,360,360
負債合計	1,476,360,360
純資産の部	
元本等	
元本	373,259,151,221
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	312,252,122,537
元本等合計	685,511,273,758
純資産合計	685,511,273,758
負債純資産合計	686,987,634,118

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	①受取配当金 原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、予想配当金額を計上しております。 ②為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2022 年 9 月 14 日現在
1. 計算日における受益権の総数	373,259,151,221 口
2. 1 口当たり純資産額	1.8366 円
(10,000 口当たり純資産額)	(18,366 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 9 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、主に為替変動リスクを回避すること等を目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、リスク管理部長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2022 年 9 月 14 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の計算日後の償還予定額	金銭債権 全額が 1 年以内に償還されます。 有価証券(売買目的有価証券を除く。)のうち満期のあるもの 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 9 月 14 日
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△83,017,928,745
合計	△83,017,928,745

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 9 月 14 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 9 月 14 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	200,121,571,583 円
期中追加設定元本額	177,619,559,079 円
期中一部解約元本額	4,481,979,441 円
期末元本額	373,259,151,221 円
元本の内訳※	
S B I ・ V ・ S & P 5 0 0 インデックス・ファンド	371,992,897,793 円
S B I - V ・ S & P 5 0 0 インデックス (適格機関投資家専用)	1,266,253,428 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
米ドル	投資信託受益証券	VANGUARD S&P 500 ETF	13,022,747	4,706,160,310.86	
米ドル小計			13,022,747	4,706,160,310.86 (679,993,103,316)	
合計				679,993,103,316 (679,993,103,316)	

(注 1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	99.2%	100.0%

(注) 組入投資信託受益証券時価比率は、純資産に対する通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに、同規則第 38 条の 3 及び同規則第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 4 期中間計算期間(2022 年 9 月 15 日から 2023 年 3 月 14 日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023 年 5 月 31 日

S B I アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公 認 会 計 士 中 島 紀 子
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス・ファンドの 2022 年 9 月 15 日から 2023 年 3 月 14 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス・ファンドの 2023 年 3 月 14 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022 年 9 月 15 日から 2023 年 3 月 14 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

中間財務諸表

【SBI・V・S&P500インデックス・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2022年9月14日現在	第4期中間計算期間 2023年3月14日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,341	-
コール・ローン	-	7,037
親投資信託受益証券	683,202,156,086	769,989,667,831
流動資産合計	683,202,159,427	769,989,674,868
資産合計	683,202,159,427	769,989,674,868
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,816,720,422	649,324,842
未払受託者報酬	45,440,386	55,674,683
未払委託者報酬	142,812,553	174,977,539
その他未払費用	857,890	2,620,574
流動負債合計	2,005,831,251	882,597,638
負債合計	2,005,831,251	882,597,638
純資産の部		
元本等		
元本	372,091,994,075	461,281,360,529
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	309,104,334,101	307,825,716,701
元本等合計	681,196,328,176	769,107,077,230
純資産合計	681,196,328,176	769,107,077,230
負債純資産合計	683,202,159,427	769,989,674,868

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期中間計算期間 自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 3 月 14 日	第 4 期中間計算期間 自 2022 年 9 月 15 日 至 2023 年 3 月 14 日
営業収益		
有価証券売買等損益	△4,041,509,940	△66,540,458,255
営業収益合計	△4,041,509,940	△66,540,458,255
営業費用		
支払利息	34,069	-
受託者報酬	31,284,386	55,674,683
委託者報酬	98,322,305	174,977,539
その他費用	1,763,234	2,620,574
営業費用合計	131,403,994	233,272,796
営業利益又は営業損失 (△)	△4,172,913,934	△66,773,731,051
経常利益又は経常損失 (△)	△4,172,913,934	△66,773,731,051
中間純利益又は中間純損失 (△)	△4,172,913,934	△66,773,731,051
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	2,047,799,883	△1,856,529,637
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	113,003,758,511	309,104,334,101
剰余金増加額又は欠損金減少額	91,679,416,915	86,325,846,071
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	91,679,416,915	86,325,846,071
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,239,820,315	22,687,262,057
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,239,820,315	22,687,262,057
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	174,222,641,294	307,825,716,701

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2022年9月14日現在	第4期中間計算期間 2023年3月14日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	372,091,994,075 口	461,281,360,529 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.8307 円 (18,307 円)	1.6673 円 (16,673 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自 2021年9月15日 至 2022年3月14日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自 2022年9月15日 至 2023年3月14日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2022年9月14日現在	第4期中間計算期間 2023年3月14日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

項目	第 3 期 自 2021 年 9 月 15 日 至 2022 年 9 月 14 日	第 4 期中間計算期間 自 2022 年 9 月 15 日 至 2023 年 3 月 14 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	199,256,632,897 円	372,091,994,075 円
期中追加設定元本額	253,909,196,106 円	116,883,489,807 円
期中一部解約元本額	81,073,834,928 円	27,694,123,353 円

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（SBI・V・S&P500インデックス・ファンド）は「SBI・V・S&P500インデックス・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2023年3月14日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI・V・S&P500インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023 年 3 月 14 日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	144,920
コール・ローン	6,069,123,798
投資信託受益証券	768,069,734,241
流動資産合計	774,139,002,959
資産合計	774,139,002,959
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	125,250
未払金	1,833,475,500
未払利息	16,627
流動負債合計	1,833,617,377
負債合計	1,833,617,377
純資産の部	
元本等	
元本	461,481,306,096
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	310,824,079,486
元本等合計	772,305,385,582
純資産合計	772,305,385,582
負債純資産合計	774,139,002,959

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	①受取配当金 原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、予想配当金額を計上しております。 ②為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023 年 3 月 14 日現在
1. 計算日における受益権の総数	461, 481, 306, 096 口
2. 1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	1. 6735 円 (16, 735 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023 年 3 月 14 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	(2023 年 3 月 14 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,833,329,901	-	1,833,204,651	△125,250
米ドル	1,833,329,901	-	1,833,204,651	△125,250
合計	1,833,329,901	-	1,833,204,651	△125,250

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	自 2022 年 9 月 15 日 至 2023 年 3 月 14 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	373,259,151,221 円
期中追加設定元本額	90,194,773,867 円
期中一部解約元本額	1,972,618,992 円
期末元本額	461,481,306,096 円
元本の内訳※	
S B I ・ V ・ S & P 5 0 0 インデックス・ファンド	460,107,360,521 円
S B I - V ・ S & P 5 0 0 インデックス・ファンド（適格機関投資家専用）	1,373,945,575 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2023年 3月31日現在
I 資産総額	823,452,066,532円
II 負債総額	343,857,896円
III 純資産総額（I－II）	823,108,208,636円
IV 発行済口数	468,579,461,985口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7566円
（1万口当たり純資産額）	（17,566円）

参考情報

<SBI・V・S&P500インデックス・マザーファンド>

純資産額計算書

	2023年 3月31日現在
I 資産総額	829,561,865,804円
II 負債総額	3,691,212,600円
III 純資産総額（I－II）	825,870,653,204円
IV 発行済口数	468,421,793,719口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7631円
（1万口当たり純資産額）	（17,631円）

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

① 資本金の額(2023年4月1日現在)

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

② 委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

委託会社は、2023年4月1日に、S B I アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はS B I アセットマネジメント株式会社を継承しました。

2023年3月末日現在、委託会社(合併前のS B I アセットマネジメント株式会社)が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2023年3月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	247	1,712,769
単位型株式投資信託	586	1,730,579
合計	833	3,443,348

(ご参考)

2023年3月末日現在、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2023年3月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	56	169,725
単位型株式投資信託	30	40,461
単位型公社債投資信託	77	196,007
合計	163	406,193

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月30日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村尚子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近 隆也
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,281,158	569,638
前払費用	24,575	22,597
未収委託者報酬	482,776	572,712
未収運用受託報酬	1,091	6,634
その他	25,257	25,626
流動資産合計	1,814,859	1,197,210
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 13,748	※ 12,234
器具備品	※ 3,540	※ 2,499
有形固定資産合計	17,288	14,734
無形固定資産		
商標権	1,352	1,203
ソフトウェア	2,626	1,309
その他	67	67
無形固定資産合計	4,046	2,579
投資その他の資産		
投資有価証券	956,238	1,051,219
関係会社株式	—	22,031
繰延税金資産	140,000	170,818
その他	11,613	11,469
投資その他の資産合計	1,107,852	1,255,540
固定資産合計	1,129,187	1,272,854
繰延資産		
株式交付費	—	4,170
繰延資産合計	—	4,170
資産合計	2,944,046	2,474,235

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	2,370	1,926
未払金	383,631	384,755
未払手数料	333,627	331,045
その他未払金	50,003	53,709
未払法人税等	92,760	105,725
未払消費税等	19,520	26,630
流動負債合計	498,282	519,036
負債合計	498,282	519,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	—	1,350,000
資本剰余金合計	—	1,350,000
利益剰余金		
利益準備金	30,012	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,310,952	240,094
利益剰余金合計	2,340,964	340,144
株主資本合計	2,741,164	2,090,344
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△295,400	△135,145
評価・換算差額等合計	△295,400	△135,145
純資産合計	2,445,764	1,955,198
負債純資産合計	2,944,046	2,474,235

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,242,459	2,468,525
運用受託報酬	1,259	10,623
営業収益計	2,243,719	2,479,148
営業費用		
支払手数料	1,472,682	1,557,540
広告宣伝費	11,011	7,417
調査費	33,280	38,368
委託計算費	109,479	147,361
営業雑経費	23,297	24,534
通信費	720	727
印刷費	19,915	21,008
協会費	2,429	2,630
諸会費	189	167
その他営業雑経費	43	—
営業費用計	1,649,751	1,775,222
一般管理費		
給料	136,492	123,426
役員報酬	27,899	23,837
給料・手当	108,592	99,438
賞与	—	150
福利厚生費	19,637	17,716
交際費	0	—
寄付金	—	4,402
旅費交通費	341	98
租税公課	9,743	17,336
不動産賃借料	13,750	10,160
退職給付費用	3,963	2,820
固定資産減価償却費	4,560	5,219
事務委託費	13,751	12,484
消耗品費	810	767
諸経費	16,387	13,098
一般管理費計	219,438	207,532
営業利益	374,528	496,394
営業外収益		
受取利息	6	4
受取配当金	51,201	32,400
雑収入	1,682	175
営業外収益計	52,890	32,579
営業外費用		
為替差損	1	69
株式交付費償却	—	379
雑損失	—	36
営業外費用計	1	485
経常利益	427,417	528,489

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別損失		
投資有価証券評価損	—	326,300
特別損失合計	—	326,300
税引前当期純利益	427,417	202,189
法人税、住民税及び事業税	137,856	163,769
法人税等調整額	△7,202	△100,993
法人税等合計	130,653	62,775
当期純利益	296,763	139,413

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	400,200	30,012	2,014,188	2,044,200	2,444,400	△367,962	3,343	△364,618	2,079,782
当期変動額									
当期純利益			296,763	296,763	296,763				296,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						72,561	△3,343	69,218	69,218
当期変動額合計	—	—	296,763	296,763	296,763	72,561	△3,343	69,218	365,982
当期末残高	400,200	30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164	△295,400	—	△295,400	2,445,764

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
						繰越利益 剰余金		
当期首残高	400, 200	—	—	—	30, 012	2, 310, 952	2, 340, 964	2, 741, 164
当期変動額								
合併による増加			50, 000	50, 000		256, 295	256, 295	306, 295
準備金の積立					70, 038	△70, 038	—	—
剰余金の配当						△2, 396, 530	△2, 396, 530	△2, 396, 530
新株の発行	650, 000	650, 000		650, 000				1, 300, 000
資本金から剰余金への振替	△650, 000		650, 000	650, 000				—
準備金から剰余金への振替		△650, 000	650, 000	—				—
当期純利益						139, 413	139, 413	139, 413
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	1, 350, 000	1, 350, 000	70, 038	△2, 070, 858	△2, 000, 820	△650, 820
当期末残高	400, 200	—	1, 350, 000	1, 350, 000	100, 050	240, 094	340, 144	2, 090, 344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△295,400	△295,400	2,445,764
当期変動額			
合併による増加			306,295
準備金の積立			—
剰余金の配当			△2,396,530
新株の発行			1,300,000
資本金から剰余金への振替			—
準備金から剰余金への振替			—
当期純利益			139,413
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	160,254	160,254	160,254
当期変動額合計	160,254	160,254	△490,565
当期末残高	△135,145	△135,145	1,955,198

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第 89-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日)第 7-4 項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 31 号)の 2021 年 6 月 17 日の改正は、2019 年 7 月 4 日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね 1 年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」67 千円は、当事業年度において金額的重要性が乏しいため「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」10,137 千円は、当事業年度において金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組換えを行っております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
※	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	※	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	建物 3,457千円		建物 4,972千円
	器具備品 4,674千円		器具備品 5,714千円
	合計 8,132千円		合計 10,686千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	20,800	—	57,400

(注) 普通株式の増加20,800株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月25日 株主総会	普通株式	1,090,680	29,800	2021年8月25日	2021年8月26日
2022年2月14日 株主総会	普通株式	1,305,850	22,750	2022年2月14日	2022年2月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,281,158	1,281,158	—
(2) 未収委託者報酬	482,776	482,776	—
(3) 未収運用受託報酬	1,091	1,091	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	956,238	956,238	—
資産計	2,721,264	2,721,264	—
未払金	383,631	383,631	—
負債計	383,631	383,631	—
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	350	350	—
デリバティブ取引計(注)	350	350	—

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	10,137

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金・預金	1,281,158
未収委託者報酬	482,776
未収運用受託報酬	1,091
合計	1,765,026

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	1,051,219	1,051,219	—
資産計	1,051,219	1,051,219	—
デリバティブ取引(*3)	41	41	—

(*1) 「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金・預金	569,638
未収委託者報酬	572,712
未収運用受託報酬	6,634
合計	1,148,985

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 指数先物関連	—	41	—	41
資産計	—	41	—	41

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記の表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は1,051,219千円であります。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年3月31日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 （千円）
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,394	1,000	394
	小計	1,394	1,000	394
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	954,843	1,381,010	△426,166
	小計	954,843	1,381,010	△426,166
合計		956,238	1,382,010	△425,771

当事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,641	1,000	641
	小計	1,641	1,000	641
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,049,578	1,245,010	△195,431
	小計	1,049,578	1,245,010	△195,431
合計		1,051,219	1,246,010	△194,790

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	15,865	794	—
合計	15,865	794	—

当事業年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について326,300千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2021年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	7,910	—	350	350
合計		7,910	—	350	350

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

当事業年度（2022年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	10,356	—	41	41
合計		10,356	—	41	41

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）3,963千円、当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2,820千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
電話加入権	438千円	電話加入権	438千円
未払事業税	3,830	投資有価証券評価損	99,913
その他未払税金	1,424	未払事業税	3,406
その他有価証券評価差額金	130,492	その他未払税金	3,817
その他	3,936	その他有価証券評価差額金	59,644
繰延税金資産小計	140,121	その他	3,598
評価性引当額	—	繰延税金資産小計	170,818
繰延税金資産合計	140,121	評価性引当額	—
繰延税金負債		繰延税金資産合計	170,818
その他有価証券評価差額金	△120		
繰延税金負債合計	△120	繰延税金負債	
繰延税金資産の純額	140,000	繰延税金負債合計	—
		繰延税金資産の純額	170,818

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左
---	---

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2021年3月17日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるSBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2021年5月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称

存続会社：当社

消滅会社：SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

(2) 企業結合日

2021年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	517,208

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	339,734

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託	販売委託 支払手数料	533,728	未払金	148,196

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

S B I アセットマネジメント・グループ株式会社（非上場）

モーニングスター株式会社（東京証券取引所市場第一部に上場）

S B I グローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

S B I ホールディングス株式会社（東京証券取引所市場第一部に上場）

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	モーニングスター株式会社	東京都港区	3,363	金融情報サービス業	(被所有) 間接 100.0%	役員の兼任 データ購入 人員出向・受入	増資の引受	1,300,000	—	—

(注)当社の行った株主割当による増資（普通株式20,800株）を引き受けたものです。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託	販売委託 支払手数料	640,268	未払金	167,508

(注)販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社（非上場）

モーニングスター株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
1株当たり純資産額	66,824円16銭	34,062円69銭
1株当たり当期純利益	8,108円30銭	3,483円69銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	当事業年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
当期純利益(千円)	296,763	139,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	296,763	139,413
期中平均株式数(株)	36,600	40,019

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の経理状況

※当該(参考)においてSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

① 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

② 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

財務諸表等

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	694,448	952,283
前払費用	17,973	17,878
未収委託者報酬	213,053	254,036
未収運用受託報酬	24,496	22,481
その他	1,348	1,806
流動資産合計	951,320	1,248,485
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2,495	※ 2,307
器具備品	※ 167	※ 301
有形固定資産合計	2,662	2,609
無形固定資産		
ソフトウェア	13,220	15,780
商標権	163	131
無形固定資産合計	13,383	15,911
投資その他の資産		
投資有価証券	109	114
長期前払費用	2,609	412
繰延税金資産	6,273	8,312
その他	9,040	9,040
投資その他の資産合計	18,032	17,879
固定資産合計	34,078	36,400
資産合計	985,399	1,284,886

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	77,049	94,288
未払手数料	50,571	62,038
その他未払金	26,478	32,249
未払消費税等	27,207	10,175
未払法人税等	107,361	81,465
未払費用	34,963	33,321
預り金	1,595	207
その他	39,578	60,394
流動負債合計	287,757	279,853
負債合計	287,757	279,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	397,635	705,022
利益剰余金合計	397,635	705,022
株主資本合計	697,635	1,005,022
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	10
評価・換算差額等合計	6	10
純資産合計	697,641	1,005,032
負債純資産合計	985,399	1,284,886

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	913,541	1,121,008
運用受託報酬	89,835	85,106
営業収益計	1,003,376	1,206,115
営業費用		
支払手数料	212,582	258,998
広告宣伝費	11,000	750
支払報酬	2,500	2,000
協会費	2,540	2,932
委託計算費	170,862	235,594
委託調査費	81,785	99,084
営業費用計	481,271	599,359
一般管理費		
給料	62,995	76,010
役員報酬	25,850	28,650
給料・手当	37,145	43,660
賞与	—	3,700
法定福利費	8,602	12,205
福利厚生費	1,456	1,708
退職給付費用	2,489	3,171
派遣社員費	—	2,323
募集費	250	6,925
業務委託費	17,606	21,495
不動産賃借料	8,116	8,116
修繕維持費	2,056	2,056
固定資産減価償却費	3,451	5,673
租税公課	10,325	11,936
什器備品費	162	—
支払報酬	6,579	6,180
諸経費	5,116	6,059
一般管理費計	129,207	163,862
営業利益	392,897	442,893
営業外収益		
受取利息	2	2
為替差益	129	70
雑収入	245	448
営業外収益計	377	522
営業外費用		
その他	0	—
営業外費用計	0	—
経常利益	393,273	443,416
税引前当期純利益	393,273	443,416
法人税、住民税及び事業税	122,381	138,069
法人税等調整額	△3,335	△2,040
当期純利益	274,228	307,387

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406
当期変動額						
当期純利益				274,228	274,228	274,228
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	274,228	274,228	274,228
当期末残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△1	△1	423,404
当期変動額			
当期純利益			274,228
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8	8	8
当期変動額合計	8	8	274,236
当期末残高	6	6	697,641

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635
当期変動額						
当期純利益				307,387	307,387	307,387
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	307,387	307,387	307,387
当期末残高	150,000	150,000	150,000	705,022	705,022	1,005,022

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	6	6	697,641
当期変動額			
当期純利益			307,387
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3	3	3
当期変動額合計	3	3	307,391
当期末残高	10	10	1,005,032

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。（ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	5年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
商標権	10年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 8,312千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金(1,174千円)」「立替金(174千円)」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金(9,040千円)」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み換えを行っております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
※ 有形固定資産の減価償却累計額	※ 有形固定資産の減価償却累計額
建物 515千円	建物 778千円
器具備品 632千円	器具備品 732千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)					当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)	株式の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)
普通 株式	6,000	—	—	6,000	普通 株式	6,000	—	—	6,000
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。					4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

前事業年度 (令和3年3月31日)				当事業年度 (令和4年3月31日)			
1. 金融商品の状況に関する事項				1. 金融商品の状況に関する事項			
① 金融商品に対する取組方針				① 金融商品に対する取組方針			
当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。				当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。			
② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制				② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制			
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。				未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。			
当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。				当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。			
2. 金融商品の時価等に関する事項				2. 金融商品の時価等に関する事項			
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未払手数料」「その他未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。			
(1) 現金・預金	694,448	694,448	—	(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明			
(2) 未収委託者報酬	213,053	213,053	—	金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。			
(3) 未収運用受託報酬	24,496	24,496	—	3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項			
資産計	931,998	931,998	—	投資信託（貸借対照表計上額 114千円）に関する事項については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置」（令和二年三月六日内閣府令第九号）に基づき、記載を省略しております。			
(1) 未払手数料	50,571	50,571	—	4. 金銭債権の決算日後の償還予定額			
(2) その他未払金	26,478	26,478	—				
負債計	77,049	77,049	—				
(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項							
資産							

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) 未払手数料、(2) その他未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額		1年以内 (千円)	1年超 (千円)
	(1) 現金・預金	952,283	—
	(2) 未収委託者報酬	254,036	—
	(3) 未収運用受託報酬	22,481	—
	資産計	1,228,801	—

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	694,448	—
(2) 未収委託者報酬	213,053	—
(3) 未収運用受託報酬	24,496	—
資産計	931,998	—

(退職給付関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1. 採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 2. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は2,489千円で あります。	1. 採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 2. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は3,171千円で あります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税 6,219千円 その他 57千円 繰延税金資産小計 6,276千円 税務上の繰越欠損金に係る ー 評価性引当額 ー 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 ー 評価性引当額小計 ー 繰延税金資産合計 4,772千円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △3千円 繰延税金負債合計 △3千円 繰延税金資産(△負債)の純額 6,273千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税 4,119千円 その他 4,197千円 繰延税金資産小計 8,317千円 税務上の繰越欠損金に係る ー 評価性引当額 ー 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 ー 評価性引当額小計 ー 繰延税金資産合計 8,317千円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △4千円 繰延税金負債合計 △4千円 繰延税金資産(△負債)の純額 8,312千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 ①製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ②地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。 3. 主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 ①製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ②地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。 3. 主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.00%	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費の立替 (注2)	67,546	その他未払金	4,662
							保証金の差入 (注2)	—	差入保証金	9,040

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	SBI生命保険株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	—	投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	20,231	未収運用受託報酬	5,915
	SBI損害保険株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業	—	投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	3,686	未収運用受託報酬	523

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	S B I ホールディングス株式会社	東京都港区	99,312	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.00%	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費の立替 (注2)	92,452	その他未払金	6,113
							保証金の差入 (注2)	—	差入保証金	9,040

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	S B I 生命保険株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	—	投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	22,231	未収運用受託報酬	6,264

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

S B I ホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

S B I グローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所に上場)

S B I アセットマネジメント・グループ株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
1株当たり純資産額	116,273円65銭	1株当たり純資産額	167,505円49銭
1株当たり当期純利益金額	45,704円75銭	1株当たり当期純利益金額	51,231円27銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	274,228千円	当期純利益	307,387千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株主に係る当期純利益	274,228千円	普通株主に係る当期純利益	307,387千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) S B I 地方創生アセットマネジメント株式会社の経理状況

※当該(参考)においてS B I 地方創生アセットマネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

① 財務諸表の作成方法について

委託会社であるS B I 地方創生アセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

② 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

SBI地方創生アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

財務諸表等

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	479,070	948,676
前払費用	381	2,417
未収委託者報酬	81,365	68,969
未収運用受託報酬	430	472
未収投資助言報酬	—	11
立替金	31	—
その他	1,078	795
流動資産合計	562,358	1,021,342
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2,511	※ 2,324
器具備品	※ 335	※ 251
有形固定資産合計	2,847	2,576
無形固定資産		
ソフトウェア	4,939	3,210
無形固定資産合計	4,939	3,210
投資その他の資産		
繰延税金資産	4,772	15,279
その他	9,041	9,041
投資その他の資産合計	13,814	24,321
固定資産合計	21,601	30,107
資産合計	583,959	1,051,449

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	26,705	27,205
未払手数料	3,683	3,230
その他未払金	23,021	23,975
未払消費税等	36,697	25,942
未払法人税等	65,861	145,971
未払費用	10,737	25,904
前受金	17,367	—
前受収益	275	275
預り金	1,306	909
仮受金	—	40,254
流動負債合計	158,951	266,463
固定負債		
長期前受収益	687	412
固定負債合計	687	412
負債合計	159,638	266,876
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	124,320	484,573
利益剰余金合計	124,320	484,573
株主資本合計	424,320	784,573
純資産合計	424,320	784,573
負債純資産合計	583,959	1,051,449

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	601,172	911,890
運用受託報酬	1,882	1,689
投資助言報酬	—	46
営業収益計	603,054	913,626
営業費用		
支払手数料	38,380	43,472
支払報酬	165	—
協会費	1,439	2,545
委託計算費	106,815	161,292
委託調査費	19,818	44,333
営業費用計	166,618	251,643
一般管理費		
給料	69,053	79,990
役員報酬	21,725	25,325
給料・手当	46,959	54,635
賞与	368	30
法定福利費	8,841	9,032
福利厚生費	1,166	844
退職給付費用	1,459	1,105
派遣社員費	—	798
業務委託費	4,426	2,722
販売促進費	1,540	1,627
旅費交通費	511	815
システム利用料	10,939	16,313
不動産賃借料	8,117	8,117
修繕維持費	2,056	2,056
固定資産減価償却費	2,080	2,077
租税公課	7,142	9,962
支払報酬	4,806	5,221
諸経費	4,243	11,061
一般管理費計	126,385	151,746
営業利益	310,049	510,236
営業外収益		
受取利息	0	1
雑収入	5,589	8,898
営業外収益計	5,590	8,900
営業外費用		
為替差損	9	0
営業外費用計	9	0
経常利益	315,631	519,136
税引前当期純利益	315,631	519,136
法人税、住民税及び事業税	60,633	169,390
法人税等調整額	△5,145	△10,507
当期純利益	260,142	360,252

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	150,000	150,000	150,000	△135,822	△135,822	164,177	164,177
当期変動額							
当期純利益				260,142	260,142	260,142	260,142
当期変動額合計	—	—	—	260,142	260,142	260,142	260,142
当期末残高	150,000	150,000	150,000	124,320	124,320	424,320	424,320

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	150, 000	150, 000	150, 000	124, 320	124, 320	424, 320	424, 320
当期変動額							
当期純利益				360, 252	360, 252	360, 252	360, 252
当期変動額合計	—	—	—	360, 252	360, 252	360, 252	360, 252
当期末残高	150, 000	150, 000	150, 000	484, 573	484, 573	784, 573	784, 573

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。(ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。)

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	8年

② 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

委託者報酬	投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。
投資助言報酬	投資助言契約に基づき、顧客が運用対象とする投資資産に関し、ポートフォリオ改善等の投資助言を行うものです。当該役務の提供がなされ、その報酬額が支払われることが確定した時点で収益として認識されます。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 15,279千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しいため「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」は、金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み換えを行っております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
※ 有形固定資産の減価償却累計額	※ 有形固定資産の減価償却累計額
建物 517千円	建物 782千円
器具備品 287千円	器具備品 371千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)																				
1. 発行済株式の種類及び総数	1. 発行済株式の種類及び総数																				
<table><tr><th>株式の種類</th><th>当事業 年度期首 (株)</th><th>増加 (株)</th><th>減少 (株)</th><th>当事業 年度末 (株)</th></tr><tr><td>普通 株式</td><td>6,000</td><td>—</td><td>—</td><td>6,000</td></tr></table>	株式の種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)	普通 株式	6,000	—	—	6,000	<table><tr><th>株式の種類</th><th>当事業 年度期首 (株)</th><th>増加 (株)</th><th>減少 (株)</th><th>当事業 年度末 (株)</th></tr><tr><td>普通 株式</td><td>6,000</td><td>—</td><td>—</td><td>6,000</td></tr></table>	株式の種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)	普通 株式	6,000	—	—	6,000
株式の種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)																	
普通 株式	6,000	—	—	6,000																	
株式の種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)																	
普通 株式	6,000	—	—	6,000																	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。	2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。																				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。	3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。																				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。	4. 配当に関する事項 該当事項はありません。																				

(金融商品関係)

前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)																																																		
1. 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。	1. 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。																																																		
2. 金融商品の時価等に関する事項 <table><tr><th></th><th>貸借対照 表計上額 (千円)</th><th>時価 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr><tr><td>(1) 現金・預金</td><td>479,070</td><td>479,070</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 未収委託 者報酬</td><td>81,365</td><td>81,365</td><td>—</td></tr><tr><td>(3) 未収運用 受託報酬</td><td>430</td><td>430</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>560,866</td><td>560,866</td><td>—</td></tr><tr><td>(1) 未払手数料</td><td>3,683</td><td>3,683</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) その他未払金</td><td>23,021</td><td>23,021</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>26,705</td><td>26,705</td><td>—</td></tr></table> (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) 未払手数料、(2) その他未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	479,070	479,070	—	(2) 未収委託 者報酬	81,365	81,365	—	(3) 未収運用 受託報酬	430	430	—	資産計	560,866	560,866	—	(1) 未払手数料	3,683	3,683	—	(2) その他未払金	23,021	23,021	—	負債計	26,705	26,705	—	2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未払手数料」「その他未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 (2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項 重要性が乏しいため、記載を省略しております。 4. 金銭債権の決算日後の償還予定額 <table><tr><th></th><th>1年以内 (千円)</th><th>1年超 (千円)</th></tr><tr><td>(1) 現金・預金</td><td>948,676</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 未収委託者報酬</td><td>68,969</td><td>—</td></tr><tr><td>(3) 未収運用受託報酬</td><td>472</td><td>—</td></tr><tr><td>(4) 未収投資助言報酬</td><td>11</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>1,018,129</td><td>—</td></tr></table>		1年以内 (千円)	1年超 (千円)	(1) 現金・預金	948,676	—	(2) 未収委託者報酬	68,969	—	(3) 未収運用受託報酬	472	—	(4) 未収投資助言報酬	11	—	資産計	1,018,129	—
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																
(1) 現金・預金	479,070	479,070	—																																																
(2) 未収委託 者報酬	81,365	81,365	—																																																
(3) 未収運用 受託報酬	430	430	—																																																
資産計	560,866	560,866	—																																																
(1) 未払手数料	3,683	3,683	—																																																
(2) その他未払金	23,021	23,021	—																																																
負債計	26,705	26,705	—																																																
	1年以内 (千円)	1年超 (千円)																																																	
(1) 現金・預金	948,676	—																																																	
(2) 未収委託者報酬	68,969	—																																																	
(3) 未収運用受託報酬	472	—																																																	
(4) 未収投資助言報酬	11	—																																																	
資産計	1,018,129	—																																																	

ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	9,041

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	479,070	—
(2) 未収委託者報酬	81,365	—
(3) 未収運用受託報酬	430	—
資産計	560,866	—

(退職給付関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1. 採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 2. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は1,459千円であります。	1. 採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 2. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は1,105千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)																																																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>4,032千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>739千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,772千円</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>4,772千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産(△負債)の純額</td><td>4,772千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実行税率(調整)</td><td>30.62%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額増減</td><td>△13.1%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.06%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>17.58%</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	4,032千円	その他	739千円	繰延税金資産小計	4,772千円	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	評価性引当額小計	—	繰延税金資産合計	4,772千円	繰延税金負債	—	繰延税金負債合計	—	繰延税金資産(△負債)の純額	4,772千円	法定実行税率(調整)	30.62%	評価性引当額増減	△13.1%	その他	0.06%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.58%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>6,914千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>8,365千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>15,279千円</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>15,279千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産(△負債)の純額</td><td>15,279千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	繰延税金資産		未払事業税	6,914千円	その他	8,365千円	繰延税金資産小計	15,279千円	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	評価性引当額小計	—	繰延税金資産合計	15,279千円	繰延税金負債	—	繰延税金負債合計	—	繰延税金資産(△負債)の純額	15,279千円
繰延税金資産																																																					
未払事業税	4,032千円																																																				
その他	739千円																																																				
繰延税金資産小計	4,772千円																																																				
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—																																																				
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—																																																				
評価性引当額小計	—																																																				
繰延税金資産合計	4,772千円																																																				
繰延税金負債	—																																																				
繰延税金負債合計	—																																																				
繰延税金資産(△負債)の純額	4,772千円																																																				
法定実行税率(調整)	30.62%																																																				
評価性引当額増減	△13.1%																																																				
その他	0.06%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.58%																																																				
繰延税金資産																																																					
未払事業税	6,914千円																																																				
その他	8,365千円																																																				
繰延税金資産小計	15,279千円																																																				
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—																																																				
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—																																																				
評価性引当額小計	—																																																				
繰延税金資産合計	15,279千円																																																				
繰延税金負債	—																																																				
繰延税金負債合計	—																																																				
繰延税金資産(△負債)の純額	15,279千円																																																				

(収益認識関係)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 ①製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ②地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。 3. 主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 ①製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ②地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。 3. 主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 53.00%	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費の立替 (注2)	57,103	その他未払金	4,831
							保証金の差入 (注2)	—	差入保証金	9,041
	モーニングスター株式会社	東京都港区	2,115	金融情報サービスの提供	(被所有)間接 53.00%	出向等	従業員の出向 (注3)	3,529	未収入金	280
							従業員の出向 (注3)	2,699	その他未払金	1,132

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都港区	150	投資運用業及び投資助言業	—	出向等 投資システム共同利用	投資システム共同利用料の請求 (注2)	5,367	未収入金	582
	SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	投資運用業及び投資助言業	—	出向等	従業員の出向 (注3)	840	未収入金	72
							従業員の出向 (注3)	12,337	その他未払金	1,410

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	99,312	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 53.00%	不動産の転貸借 出向等	人件費の立替 (注2)	49,765	その他未払金	2,610
							保証金の差入 (注2)	—	差入保証金	9,041
	モーニングスター株式会社	東京都港区	3,363	金融情報サービスの提供	(被所有)間接 53.00%	出向等	従業員の出向 (注3)	350	未収入金	—
							従業員の出向 (注3)	15,492	その他未払金	1,527

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都港区	150	投資運用業及び投資助言業	—	出向等 投資システム共同利用	投資システム共同利用料の請求 (注2)	8,196	未収入金	795
	SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	投資運用業及び投資助言業	—	出向等	従業員の出向 (注3)	258	未収入金	—
							従業員の出向 (注3)	10,652	その他未払金	585

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
1株当たり純資産額	70,720円09銭	1株当たり純資産額	130,762円25銭
1株当たり当期純利益金額	43,357円09銭	1株当たり当期純利益金額	60,042円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	260,142千円	当期純利益	360,252千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株主に係る当期純利益	260,142千円	普通株主に係る当期純利益	360,252千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022 年 11 月 24 日

SBI アセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆 也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている SBI アセットマネジメント株式会社の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 37 期事業年度の中間会計期間（2022 年 4 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI アセットマネジメント株式会社の 2022 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022 年 4 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象に含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	490,050
短期貸付金	2,300,000
前払費用	60,383
未収委託者報酬	934,144
未収運用受託報酬	33,785
その他	16,611
流動資産合計	3,834,974
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 27,120
器具備品	※1 3,177
有形固定資産合計	30,297
無形固定資産	
商標権	1,250
ソフトウェア	23,984
その他	67
無形固定資産合計	25,302
投資その他の資産	
投資有価証券	934,051
関係会社株式	22,031
繰延税金資産	211,548
その他	29,479
投資その他の資産合計	1,197,111
固定資産合計	1,252,710
繰延資産	
株式交付費	3,412
繰延資産合計	3,412
資産合計	5,091,098

(単位：千円)

当中間会計期間
(2022年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	119,122
未払金	619,254
未払手数料	468,883
その他未払金	150,371
未払法人税等	132,241
未払消費税等	※2 24,920
その他	1,188
流動負債合計	896,728
負債合計	896,728
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
資本剰余金	
その他資本剰余金	3,352,137
資本剰余金合計	3,352,137
利益剰余金	
利益準備金	100,050
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	552,937
利益剰余金合計	652,987
株主資本合計	4,405,325
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△210,955
評価・換算差額等合計	△210,955
純資産合計	4,194,369
負債純資産合計	5,091,098

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,556,799
運用受託報酬	25,287
営業収益計	1,582,086
営業費用	
支払手数料	809,154
広告宣伝費	2,614
委託調査費	40,572
委託計算費	149,751
営業雑経費	15,003
通信費	330
印刷費	11,815
協会費	2,830
諸会費	27
営業費用計	1,017,096
一般管理費	
給料	100,314
役員報酬	16,258
給料・手当	76,532
賞与	7,523
福利厚生費	12,222
交際費	1
寄付金	2,352
旅費交通費	312
租税公課	13,551
不動産賃料	7,760
退職給付費用	1,922
固定資産減価償却費	※ 3,656
消耗品費	760
事務委託費	18,679
諸経費	7,624
一般管理費計	169,160
営業利益	395,829
営業外収益	
受取利息	3,897
受取配当金	53,400
その他	1
営業外収益計	57,299
営業外費用	
為替差損	488
株式交付費償却	758
雑損失	251
営業外費用計	1,498
経常利益	451,630

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2022年4月1日
至 2022年9月30日)

税引前中間純利益	451,630
法人税、住民税及び事業税	128,611
法人税等調整額	10,175
法人税等合計	138,786
中間純利益	312,843

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	400, 200	1, 350, 000	1, 350, 000	100, 050	240, 094	340, 144	2, 090, 344
当中間期変動額							
合併による増加		2, 002, 137	2, 002, 137				2, 002, 137
中間純利益					312, 843	312, 843	312, 843
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	2, 002, 137	2, 002, 137	—	312, 843	312, 843	2, 314, 981
当中間期末残高	400, 200	3, 352, 137	3, 352, 137	100, 050	552, 937	652, 987	4, 405, 325

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△135,145	△135,145	1,955,198
当中間期変動額			
合併による増加			2,002,137
中間純利益			312,843
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△75,810	△75,810	△75,810
当中間期変動額合計	△75,810	△75,810	2,239,171
当中間期末残高	△210,955	△210,955	4,194,369

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8－18年、器具備品が3－15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2022年 9 月 30 日)	
建物	7,717千円
器具備品	7,446千円

※ 2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月 30 日)	
有形固定資産	1,566千円
無形固定資産	2,089千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	57,400	1,042,011	—	1,099,411

(注1)当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、普通株式の発行済株式総数は、516,600株増加いたしました。

(注2)2022年8月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、525,411株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません（(注)2. 参照）。また、「現金・預金」「短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2022年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	934,051	934,051	—
資産計	934,051	934,051	—
デリバティブ取引(注1)	△251	△251	—

(注)1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注)2. 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注)3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	934,051	—	934,051
デリバティブ取引				
指数先物関連	—	△251	—	△251
資産計	—	933,799	—	933,799

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分		中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,391	1,100	291
	小計	1,391	1,100	291
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	932,660	1,237,010	△304,349
	小計	932,660	1,237,010	△304,349
合計		934,051	1,238,110	△304,058

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2022年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	8,516	—	△251	△251
合計		8,516	—	△251	△251

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2022年7月29日の臨時株主総会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社ならびにSBI 地方創生アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2022年8月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

存続会社：当社

消滅会社：SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社

SBI 地方創生アセットマネジメント株式会社

なお、事業の内容は、いずれも投資運用業を主とする金融商品取引業であります。

(2) 企業結合日

2022年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社ならびにSBI 地方創生アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBI アセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

アセットマネジメント事業3社の経営資源を統合することにより、業務の効率化と収益力および組織体制の一層の強化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2022年 9 月30 日)
1 株当たり純資産額	3,815円10銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	4,194,369
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (千円)	4,194,369
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数 (株)	1,099,411

(注)．当社は、2022年 7 月28日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っております。

当期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株あたり純資産を算定しております。

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30 日)
1 株当たり中間純利益金額	417円60銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	312,843
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	312,843
普通株式の期中平均株式数 (株)	749,137

(注1) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 当社は、2022年 7 月28日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っております。

当期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株あたり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) 新生インベストメント・マネジメント株式会社の経理状況

※当該(参考)において新生インベストメント・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度に係る中間会計期間(自2022年4月1日至2022年9月30日)の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百 瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月6日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百 瀬 和 政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財務諸表

(1) 貸借対照表

期別		第20期 (2021年3月31日現在)		第21期 (2022年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)					
流動資産					
預金	※3		928, 035		1, 119, 746
前払費用			9, 034		8, 219
未収委託者報酬			304, 947		392, 027
未収運用受託報酬			7, 802		7, 791
未収収益			4, 752		4, 951
立替金			15, 344		17, 635
流動資産計			1, 269, 916		1, 550, 370
固定資産					
有形固定資産			22, 685		13, 350
建物	※1	21, 927		8, 611	
器具設備	※1	757		4, 738	
無形固定資産			—		1, 425
ソフトウェア	※2	—		1, 425	
投資その他の資産			62, 976		55, 330
差入保証金	※3	42, 243		25, 451	
繰延税金資産		20, 733		29, 879	
固定資産計			85, 661		70, 106
資産合計			1, 355, 577		1, 620, 476

期別		第20期 (2021年3月31日現在)		第21期 (2022年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			223,924		318,954
未払手数料	※3	157,310		207,242	
その他未払金	※3	66,614		111,711	
未払費用			13,284		14,869
未払法人税等			3,109		17,853
未払消費税等			5,743		17,951
賞与引当金			48,505		41,308
役員賞与引当金			6,950		6,713
預り金			12,043		18,127
損失補填引当金			18,202		16,863
流動負債計			331,764		452,641
固定負債					
退資産除去債務			32,910		18,418
固定負債計			32,910		18,418
負債合計			364,674		471,060
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		495,903		654,416	
利益剰余金合計			495,903		654,416
株主資本合計			990,903		1,149,416
純資産合計			990,903		1,149,416
負債・純資産合計			1,355,577		1,620,476

(2) 損益計算書

期別		第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,388,709		1,850,193	
運用受託報酬		60,662		70,345	
その他営業収益		17,514		18,581	
営業収益計			1,466,886		1,939,121
営業費用					
支払手数料	※1	701,924		898,322	
広告宣伝費		9,016		6,316	
調査費					
図書費		317		321	
調査費		203,286		261,578	
委託計算費		59,023		86,715	
営業雑経費					
通信費		1,192		1,198	
印刷費		14,949		9,326	
協会費		2,276		2,127	
その他営業雑経費		12,441		18,475	
営業費用計			1,004,429		1,284,381
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,890		29,100	
給料・手当		165,433		162,688	
役員賞与		358		—	
賞与引当金繰入額		48,325		38,468	
役員賞与引当金繰入額		6,950		6,476	
退職給付費用		30,572		28,534	
交際費		33		13	
旅費交通費		2,577		2,367	
租税公課		25,978		37,562	
不動産賃借料		42,885		39,857	
固定資産減価償却費		2,139		1,493	
資産除去債務利息費用		669		619	
諸経費		73,132		86,623	

一般管理費計			427, 945		433, 805
営業利益			34, 510		220, 934
営業外収益					
受取利息		1		2	
為替差益		339		264	
営業外収益計			341		266
営業外費用					
損失補填引当金繰入額		18, 202		1, 346	
営業外費用計			18, 202		1, 346
経常利益			16, 649		219, 853
特別損失					
固定資産除去損		—		112	
特別損失計			—		112
税引前当期純利益			16, 649		219, 740
法人税、住民税及び事業税	※1	12, 781		70, 373	
法人税等調整額		△5, 124	7, 746	△9, 146	61, 227
当期純利益			8, 902		158, 513

(3) 株主資本等変動計算書

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計	—	8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903
当期変動額					
当期純利益		158,513	158,513	158,513	158,513
当期変動額合計	—	158,513	158,513	158,513	158,513
当期末残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容				
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>8～38年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5～20年</td></tr> </table> 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	建物	8～38年	器具備品	5～20年
建物	8～38年				
器具備品	5～20年				
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員及び役員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。 損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。				
3. 収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。				
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	① 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。				

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第20期 (2021年3月31日現在)	第21期 (2022年3月31日現在)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,449千円 器具備品 11,651千円 ※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 253,724千円 差入保証金 42,243千円 未払手数料 53,141千円 その他未払金 10,247千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,928千円 器具備品 8,690千円 ※ 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 75千円 ※ 3. 関係会社に対する資産及び負債 預金 330,999千円 差入保証金 25,451千円 未払手数料 31,010千円 その他未払金 56,554千円

(損益計算書関係)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
※ 1. 関係会社との取引 支払手数料 232,588千円 法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	※ 1. 関係会社との取引 支払手数料 175,665千円 法人税、住民税及び事業税(注) 56,536千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)					第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当会計年度期首	増加	減少	当会計年度末	株式の種類	当会計年度期首	増加	減少	当会計年度末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900

(リース取引関係)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 預金	928,035	928,035	—
② 未収委託者報酬	304,947	304,947	—
資産計	1,232,982	1,232,982	—
① 未払手数料	157,310	157,310	—
② その他未払金	66,614	66,614	—

負債計	223,924	223,924	—
-----	---------	---------	---

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
① 預金	928,035	—
② 未収委託者報酬	304,947	—
合計	1,232,982	—

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

預金、未収委託者報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 ①営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分	1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 ①営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分

した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ②有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。	した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ②有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。
--	--

(資産除去債務関係)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)																				
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																				
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円) <table><tr><th>期首残高</th><th>有形固定 資産の取 得に伴う 増加額</th><th>時の経 過によ る調整 額</th><th>見積りの 変更によ る増減額</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>32,241</td><td>—</td><td>669</td><td>—</td><td>32,910</td></tr></table>	期首残高	有形固定 資産の取 得に伴う 増加額	時の経 過によ る調整 額	見積りの 変更によ る増減額	期末残高	32,241	—	669	—	32,910	1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 当会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当初見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、変更前の資産除去債務残高に見積りの変更による影響額15,111千円を減算しております。 (単位：千円) <table><tr><th>期首残高</th><th>有形固定 資産の取 得に伴う 増加額</th><th>時の経 過によ る調整 額</th><th>見積りの 変更によ る増減額</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>32,910</td><td>—</td><td>619</td><td>△15,111</td><td>18,418</td></tr></table>	期首残高	有形固定 資産の取 得に伴う 増加額	時の経 過によ る調整 額	見積りの 変更によ る増減額	期末残高	32,910	—	619	△15,111	18,418
期首残高	有形固定 資産の取 得に伴う 増加額	時の経 過によ る調整 額	見積りの 変更によ る増減額	期末残高																	
32,241	—	669	—	32,910																	
期首残高	有形固定 資産の取 得に伴う 増加額	時の経 過によ る調整 額	見積りの 変更によ る増減額	期末残高																	
32,910	—	619	△15,111	18,418																	

(関連当事者情報)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	232,588	未払手数料	53,141
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	10,238	その他未払金	10,238

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行 (東京証券取引所に上場)

第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	162,779	未払手数料	14,124
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	56,536	その他未払金	56,536

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)

SBI地銀ホールディングス株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)

株式会社新生銀行 (東京証券取引所スタンダード市場に上場)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
① 繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注 2)	17,807 千円	17,807 千円
未払事業税	884 千円	3,937 千円

未払事業所税	259 千円	234 千円
賞与引当金等	17,059 千円	14,518 千円
資産除去債務	10,077 千円	5,639 千円
損失補填引当金	5,573 千円	5,163 千円
その他	2,104 千円	2,483 千円
繰延税金資産小計	53,765 千円	49,785 千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	△17,807 千円	△13,990 千円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△10,353 千円	△5,915 千円
評価性引当額小計(注 1)	△28,160 千円	△19,906 千円
繰延税金資産合計	25,604 千円	29,879 千円
②繰延税金負債		
建物（除去費用）	△4,734 千円	— 千円
その他	△137 千円	— 千円
繰延税金負債合計	△4,871 千円	— 千円
差引：繰延税金資産の純額	20,733 千円	29,879 千円

(注) 1. 評価性引当額が8,254千円減少しております。この減少の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額が減少したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
第20期（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
評価性引当額	—	△ 8,403	△ 9,403	—	—	—	△ 17,807
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第21期（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	8,403	9,403	—	—	—	—	17,807
評価性引当額	△ 4,586	△ 9,403	—	—	—	—	△ 13,990
繰延税金資産	3,816	—	—	—	—	—	3,816

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の
内訳

第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
----------------------	----------------------

法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	1.74%	0.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.84%	0.94%
評価性引当額の増減	1.23%	△3.76%
その他	0.09%	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.53%	27.86%

(収益認識関係)

第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(退職給付関係)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額 100,091円23銭 1株当たり当期純利益 899円27銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 116,102円68銭 1株当たり当期純利益 16,011円44銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			1,116,698
前払費用			7,467
未収委託者報酬			366,754
未収運用受託報酬			11,444
未収収益			4,377
立替金			17,576
流動資産計			1,524,318
固定資産			
有形固定資産			12,549
建物	※1	8,163	
器具備品	※1	4,385	
無形固定資産			1,275
ソフトウェア	※2	1,275	
投資その他の資産			45,166
差入保証金		23,935	
繰延税金資産		21,230	
固定資産計			58,990
資産合計			1,583,309

期別		当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）	
(負債の部)			
流動負債			
未払金			241,299
未払手数料		197,766	
その他未払金		43,533	
未払費用			20,021
未払法人税等			14,649
未払消費税等			12,834
賞与引当金			22,476
預り金			15,946
流動負債計			327,228
固定負債			
資産除去債務			18,609
固定負債計			18,609
負債合計			345,838
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		742,471	
利益剰余金合計			742,471
株主資本合計			1,237,471
純資産合計			1,237,471
負債・純資産合計			1,583,309

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	
営業収益			
委託者報酬		925,389	
運用受託報酬		37,188	
その他営業収益		8,981	
営業収益計			971,560
営業費用			
支払手数料		458,661	
広告宣伝費		4,185	
調査費			
図書費		169	
調査費		123,587	
委託計算費		34,693	
営業雑経費			
通信費		743	
印刷費		5,005	
協会費		1,164	
その他営業雑経費		6,698	
営業費用計			634,908
一般管理費			
給料			
役員報酬		18,370	
給料・手当		86,307	
賞与引当金繰入額		21,171	
退職給付費用		13,498	
旅費交通費		1,175	
租税公課		16,688	
不動産賃借料		12,355	
固定資産減価償却費	※1	950	

資産除去債務利息費用		191	
諸経費		44,383	
一般管理費計			215,091
営業利益			121,559
営業外収益			
受取利息		1	
役員賞与引当金戻入益		277	
営業外収益計			278
営業外費用			
為替差損		178	
過怠金		14,000	
営業外費用計			14,178
経常利益			107,659
特別損失			
固定資産除却損		0	
特別損失計			0
税引前中間純利益			107,659
法人税、住民税及び事業税		10,956	
法人税等調整額		8,649	19,605
中間純利益			88,054

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495, 000	654, 416	654, 416	1, 149, 416	1, 149, 416
当中間期変動額					
中間純利益		88, 054	88, 054	88, 054	88, 054
当中間期変動額合計	—	88, 054	88, 054	88, 054	88, 054
当中間期末残高	495, 000	742, 471	742, 471	1, 237, 471	1, 237, 471

〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)				
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="778 607 1078 689"> <tr> <td>建物</td><td>8～38年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5～20年</td></tr> </table> 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	建物	8～38年	器具備品	5～20年
建物	8～38年				
器具備品	5～20年				
2. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。				
3. 収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。				

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	グループ通算制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、グループ通算制度を適用しております。 当社は、当中間会計期間の期首から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

〔会計方針の変更〕

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)		
※1.	有形固定資産の減価償却累計額	
	建物	27,376 千円
	器具備品	8,569 千円
※2.	無形固定資産の減価償却累計額	
	ソフトウェア	225 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)		
※1.	減価償却実施額	
	有形固定資産	800 千円
	無形固定資産	150 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)				
1.	発行済株式の種類及び総数に関する事項			
	株式の種類	当会計年度期首	増加	減少
	普通株式(株)	9,900	—	—
				当中間会計期間末 9,900
2.	自己株式に関する事項 該当事項はありません。			
3.	新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。			
4.	配当に関する事項 該当事項はありません。			

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自2022年4月1日 至 2022年9月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

預金、未収委託者報酬及び未払手数料については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得 に伴う増加額	時の経過による調整額	当中間会計期間末残高
18,418	—	191	18,609

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)			
1株当たり純資産額	124,997	円	07 銭
1株当たり中間純利益	8,894	円	39 銭
(注)			
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。			
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。			
中間純利益	88,054	千円	
普通株主に帰属しない金額	—		
普通株式に係る中間利益	88,054	千円	
期中平均株式数	9,900	株	

(重要な後発事象)

当中間会計期間

(自 2022年4月1日

至 2022年9月30日)

(主要株主の異動)

当社の完全親会社である株式会社新生銀行は、2022年10月3日付で、保有する当社の全株式をモーニングスター株式会社に譲渡いたしました。

(資金貸付に係る契約実行)

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、モーニングスター株式会社に対して、グループ内での資金管理最適化を目的とした貸付を行う事を決議し、2022年11月25日付で実行いたしました。

(契約の内容)

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1. 貸付先 | モーニングスター株式会社 |
| 2. 貸付金額 | 800,000千円 |
| 3. 貸付金利 | 年1.475% |
| 4. 契約締結日 | 2022年11月14日 |
| 5. 貸付実行日 | 2022年11月25日 |
| 6. 貸付期間 | 2022年11月25日から2023年6月30日 |
| 7. 担保の状況 | 無担保、無保証 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1） 定款の変更、その他の重要事項

（イ） 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

（ロ） その他の重要事項

S B I アセットマネジメント株式会社は、2022年8月1日に、S B I アセットマネジメント株式会社、S B I ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、S B I 地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をいたしました。なお、S B I アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のS B I アセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。なお、S B I アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

（2） 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託
S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス・ファンド
信託約款

S B I アセットマネジメント株式会社
株式会社りそな銀行

運用の基本方針

信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、米国の代表的な株価指数である S & P 500 指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として E T F （上場投資信託証券）に投資し、米国の代表的な株価指数である S & P 500 指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。
- ② マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

年1回（毎年9月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス・ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた 1 つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項および第 23 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 1,638,312,022 円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,638,312,022 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第 22 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）

（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従い契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 36 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 36 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

⑦ 前項により取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該

他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - イ 有価証券
 - ロ 金銭債権
 - ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として、SBI アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「SBI・V・S & P 500 インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
6. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
7. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。また、第 6 号の証券ならびに第 7 号の証券(新投資口予約権証券および投資法人証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 19 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額は超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(公社債の借入れ)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定にかかるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、有価証券にかかる売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日

から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年9月15日から翌年9月14日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2020年9月14日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用等)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(第3項に規定する諸費用を除きます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、

受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第 1 項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前 2 項に定める監査報酬等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第 4 項において監査報酬等および諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

- 第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 5.8 の率を乗じて得た金額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 ヶ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（有価証券の貸付に係る報酬）

- 第 34 条の 2 有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、前条に規定する信託報酬とは別に、以下の各号により計算された額の報酬を受けることができます。
1. 第 19 条の 2 に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た額

2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限ります。他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行っている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の投資の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）
- ② 前項の報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の報酬にかかる消費税等に相当する金額を、報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者として、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。）

す。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権については1口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとし、なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座にお

いて当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、S & P 500 指数が改廃されたとき、または、本ファンドの実質的な投資対象である E T F（上場投資信託証券）が上場廃止となるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 50 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019 年 9 月 26 日（信託契約締結日）

2020 年 12 月 15 日（信託約款変更日）

2021 年 6 月 15 日（信託約款変更日）

2022 年 6 月 15 日（信託約款変更日）

委 託 者 S B I アセットマネジメント株式会社
 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受 託 者 株式会社りそな銀行
 大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号

【附表】

第 1 条 信託約款第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）および第 39 条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次の通りとします。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの商業銀行の休業日

親投資信託
S B I ・ V ・ S & P 500 インデックス・マザーファンド
信託約款

S B I アセットマネジメント株式会社
株式会社りそな銀行

運用の基本方針

信託約款第 16 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、米国の代表的な株価指数である、S & P 500 指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める E T F（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 別に定める E T F（上場投資信託証券）への投資を通じて、米国の代表的な株価指数である S & P 500 指数（円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。
- ② E T F（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
SBI・V・S&P500 インデックス・マザーファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、SBI アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 15 条第 1 項および第 2 項、第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 1,638,310,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 36 条第 1 項および第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券（第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下第 7 条、第 33 条、第 36 条第 1 項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする SBI アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,638,310,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 18 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申し出)

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申し出は、その申し出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第 4 項の規定による申し出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。

⑧ 第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨ 第 4 項の規定による申し出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ 金銭債権
 - ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲等)

第 14 条 委託者は、信託金を、主として別に定める E T F（上場投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。））に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。以下同じ。)) のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
6. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
7. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付 の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第 6 号および第 7 号（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応

等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第 15 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 18 条、第 19 条、第 23 条および第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 18 条、第 19 条、第 23 条および第 24 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 16 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 16 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額は超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行う

ものとします。

- ④ 第1項の貸付にかかる品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産にて収受します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約

締結日から2020年9月14日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(有価証券の貸付に係る報酬)

第30条の2 有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益から報酬を受け取るものとします。

② 前項の報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産から支弁するものとし、報酬額、支弁時期および支弁方法は別に定めます。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第33条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対し支払います。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(一部解約)

第 35 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額とします。

(信託契約の解約)

第 36 条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、S & P 500 指数が改廃されたとき、または、本ファンドの主要投資対象である別に定める E T F (上場投資信託証券) が上場廃止となるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 37 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 38 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 40 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 41 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 42 条 この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当する

ため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 46 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019 年 9 月 26 日 (信託契約締結日)

2020 年 12 月 15 日 (信託約款変更日)

2021 年 6 月 15 日 (信託約款変更日)

2022 年 6 月 15 日 (信託約款変更日)

委 託 者 S B I アセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受 託 者 株式会社りそな銀行
大阪府中央区備後町二丁目 2 番 1 号

【附則】

信託約款の運用の基本方針、信託約款第 16 条（運用の指図範囲等）および信託約款第 36 条（信託契約の解約）に規定する別に定める E T F （上場投資信託証券）等は、次の通りとします。

- ・ バンガード・ S & P 500 E T F